

2020年8月3日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
テクニカルセンター**実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」に対する意見**

貴委員会から2020年6月3日付で公表されました、実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

**質問1（適用範囲に関する質問）**

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【コメント】**

本公開草案の適用範囲に関する提案に基本的には同意する。ただし、以下のとおり意見を申し上げる。

**特例的な取扱いの適用範囲**

特例的な取扱いは金利指標改革に起因するLIBORの置換に直接関係のある契約条件の変更のみに適用し、それ以外の変更は特例的な取扱いの対象とはせず金融商品会計基準等に基づき評価するとしてはどうか。

（理由）

第23項において、金利指標改革に起因するLIBORの置換に直接関係のある契約条件の変更のみに特例的な取扱いを定めているが、第25項において、金利指標改革に起因するLIBORの置換とは直接関係のない契約条件の変更が含まれる場合や金利指標改革に起因するLIBORの置換とは直接関係のない契約条件の変更を同時に行った場合は、特例的な取扱いの適用範囲外としている。

しかし、第25項に例示される金利指標改革に起因するLIBORの置換とは直接関係のない契約条件の変更には、取引相手の信用リスクのスプレッドの変更など、ヘッジ目的によってはヘッジ会計の有効性に実質的に影響を与えない可能性のある変更も含まれており、当該変更がなされてもヘッジ会計の適用の継続がなされている実務も見受けられるため記載を

修正することが適切と考える。

#### 質問 2 (金利指標置換前の会計処理に関する質問)

本公開草案の金利指標置換前の特例的な取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

##### 【コメント】

本公開草案の金利指標置換前の会計処理に関する提案に基本的には同意する。ただし、以下のとおり意見を申し上げる。

##### 特例的な取扱いの適用時期

第 9 項の包括ヘッジに関する特例的な取扱いの期限が 2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度までなのか、2023 年 3 月 31 日後も継続でき、ヘッジ会計が終了するまでなのかを明確にすべきである。

(理由)

第 9 項において、金利指標置換前においては個々の資産又は負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応が、ほぼ同様であると認められなかった場合であっても、包括ヘッジを適用することができる」と規定されており、当該特例的な取扱いは「金利指標置換時及び金利指標置換後においても同様である」とあるが、当該特例的な取扱いの期限が明確にされていないため、明確に記載することが必要と考える。

#### 質問 3 (金利指標置換時の会計処理に関する質問)

本公開草案の金利指標置換時の特例的な取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

##### 【コメント】

本公開草案の金利指標置換時の会計処理に関する提案に同意する。

#### 質問 4 (金利指標置換後の会計処理に関する質問)

金利指標置換後の金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いことから、特例的な取扱いとして、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であっても 2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで、ヘッジ会計の適用を継続することができることを提案しています。また、その間、再度金利指標を置換えたとしても、ヘッジ会計を継続することができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

##### 【コメント】

本公開草案の金利指標置換後の会計処理に関する提案に基本的には同意する。ただし、以下のとおり意見を申し上げる。

#### **特例的な取扱いの終了後の再判定**

第15項では2023年3月31日以前に終了する事業年度まで金利スワップの特例処理及び振当処理の適用を継続することができるの特例的な取扱いが規定されているが、この特例的な取扱いの終了時点で金利スワップの特例処理及び振当処理の要件を満たすかの再判定を実施することを明示的に要求すべきである。また、当該時点で金利スワップの特例処理及び振当処理の要件を満たさないと判定された場合、以降にどのような会計処理をすべきかを明確にすべきである。

(理由)

特例処理及び振当処理の適用については適用当初のみ要件を満たすかの判定を要求されているが、今回のような特例的な取扱いが行われた時に再判定を行うべきと考える。また、従来は想定されなかった金利スワップの特例処理及び振当処理の中止といった事象が金利指標改革に起因して生じる可能性があり、金利スワップの特例処理及び振当処理が中止になった時の会計処理が金融商品会計基準等において明示されていないため、本実務対応報告において明確に示すことが必要と考える。

#### **質問5 (注記事項に関する質問)**

本公開草案で提案している注記事項について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

なお、LIBORの公表停止までに契約条件の変更等が完了しないリスクに関する注記や本公開草案を適用していなければ発生していた損益に対する潜在的な影響額の注記についても検討しましたが、これらのような定量的な情報の開示は求めずに、定性的な情報の開示のみを求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の項目名に加えて注記する事項に関する提案に同意する。

#### **質問6 (適用時期等に関する質問)**

本公開草案の適用時期等に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の適用時期に関する提案に同意する。

#### **質問7 (その他)**

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【コメント】

本公開草案の提案に同意する。

以 上